

第1条（名称）

本規約において、2030 生物多様性枠組実現日本会議（以下、「J-GBF」という。）が発出、登録を呼びかける”ネイチャーポジティブを目指す宣言”を「ネイチャーポジティブ宣言」という。

第2条（目的）

「ネイチャーポジティブ宣言」（以下、「宣言」という。）の呼びかけは、2022年12月の生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)で採択された世界目標「2030年までに生物多様性の損失を食い止め、回復させる（ネイチャーポジティブ）」という目標達成のため、社会経済の変革に向けた機運醸成と様々なステークホルダーによる取組を促進することを目的とする。

第3条（宣言団体）

（1）定義

「宣言団体」とは、J-GBF からの呼びかけに応じて宣言を発出、又は既に発出し、その内容を「ネイチャーポジティブ宣言ポータルサイト」に登録した企業、自治体、団体等をいう。

（2）登録方法

「宣言団体」として登録しようとする者は、別記様式第1号による申請をしなければならない。

（3）登録資格

宣言団体として登録しようとする者は、次の各号の要件を満たさなければならない。

- ① 反社会的勢力でないこと、または反社会的勢力との関わりがないこと。
- ② 法令や公序良俗に反する活動を行っていないこと。
- ③ J-GBF の信用、品位又はイメージを損なう恐れのある活動を行っていないこと。

ただし、申請書の記載等から宣言の趣旨に反することが明らかであると認められる場合には、ポータルサイトへの登録がなされないことがある。

（4）申請書の扱い

申請書類及び申請に関する添付書類は、登録に伴う確認及び事務局からの連絡、J-GBF のホームページ及びポータルサイトへの必要情報の記載以外の用途に使用することはない。

宣言申請書類及び宣言申請に関する添付書類は返却しない。また、これらの書類は活動終了時まで保管し、保管期間を経過したものは破棄することとする。

（5）宣言の取りやめ・変更

宣言団体は、事務局に対し、電子メールで届出をすることにより、いつでも「ネイチャーポジティブ宣言」の登録を取りやめ、又は変更することができる。

ただし、前号の取りやめの場合においても、事務局は、宣言団体の過去の活動報告等

に関する情報を保有し、「ネイチャーポジティブ宣言」を利用することができる。

(6) 登録の取消し

事務局は、宣言団体が次のいずれかに該当する場合、宣言団体の登録を取り消すことがある。

- ① 解散、合併、分割、事業等の全部若しくは重要な一部の譲渡の決議をした場合
- ② 宣言の趣旨に明らかに反するような行為、又は著しく信用を失墜する行為を行ったと認められた場合
- ③ 活動の強制や、疑わしい行動で利益誘導を行ったと認められた場合
- ④ 法令や公序良俗に反する行為を行ったと認められた場合
- ⑤ 第3条(3)登録資格に基づき、事務局から資格確認に応じない場合
- ⑥ 第3条(3)登録資格の各号の要件を満たさない場合
- ⑦ その他、前各号に準じる事由が生じる行為を行ったと認められた場合

第4条(宣言の掲示)

宣言は、ポータルサイトに掲載される。但し、以下に該当する場合は掲載されない。

- ① 団体ウェブサイトが公序良俗に反するものと疑われる場合
- ② 関連するウェブサイトが宣言に関連しないURL又は団体ウェブサイトとURLが同じ場合
- ③ 団体ウェブサイトのURLがエラー等により表示されない場合

第5条(取組状況等の報告)

宣言団体は、事務局から求めがあった場合には、ネイチャーポジティブの実現に向けた取組状況等の報告に協力する。

また、宣言団体に求める報告は、取組の進捗状況の把握や来年以降の計画立案の資料収集などを目的としたものである。回答のうち、宣言した取組の進捗状況に関しては、ウェブサイト等での掲載に活用し、それ以外の内容は統計的に処理し、組織が特定されるような形での結果公表を行うことは想定していない。

第6条(規約の改訂)

本登録規約は、事務局により、事前の通知なく、必要に応じて改定される場合がある。

第7条(免責)

宣言に基づいた取組は宣言団体の責任においてなされ、宣言された取組によって生じた損害に対し、事務局は一切の責任を負わない。宣言団体及びその事業活動全部に対して、宣言呼びかけの活動趣旨に合致することを保障するものではない。

第8条(事務局)

宣言の登録に関する業務は、J-GBFの事務局である環境省が担う。

附則

本登録規約は、2023年10月1日より施行する。

本登録規約は、2024年11月1日より改定し、施行する。

本登録規約は、2026年3月1日より改定し、施行する。